

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人筑波技術大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本法人が定める役員に対する期末特別手当において、各役員の業績を考慮し、その業績に応じて10/100の範囲内で、増額又は減額できるものとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

○以下のとおり改定した。
・地域手当の支給割合を2%引き上げた。(国の支給割合12%と同じく、支給割合を12%とした)
【支給割合10%から12%(国の支給割合との差0%)】
・特例法に基づき、本給及び諸手当の減額を行った。
(減額の詳細については、II-1-②-ウに記載)

理事

同上。

理事(非常勤)

・地域手当引上げ分を反映し、非常勤役員手当を上げた。
(日額32,000円から日額33,000円)
・特例法に基づく減額を考慮し、平成26年3月31日まで非常勤役員手当を引下げた。
(日額33,000円から日額29,000円)

監事

改定なし。

監事(非常勤)

・特例法に基づく減額を考慮し、平成26年3月31日まで非常勤役員手当を引下げた。
(日額26,000円から日額23,000円)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,002	千円 9,874	千円 3,942	千円 1,184 (地域手当)			
A理事	千円 10,918	千円 7,005	千円 2,796	千円 840 (地域手当) 276 (単身赴任手当)		3月30日	◇
B理事 (非常勤)	千円 783	千円 783	千円 0	千円 0 ()			※
A監事 (非常勤)	千円 667	千円 667	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 805	千円 805	千円 0	千円 0 ()			

【注】・総額・各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
・「前職」欄の「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
監事A	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本法人において決定された当初予算の範囲内で運用している。
また、情報化の推進、アウトソーシング等により、人件費の抑制に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)に定める国家公務員の職種に応じた俸給表を参考とし、毎年的人事院勧告の動向を踏まえ、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給、昇格・降格及び勤勉手当(6月・12月)の支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
俸給月額 (昇給)	昇給前1年間における職員の勤務成績に応じて、昇給の号俸数を決定する。(給与法に準拠)
俸給月額 (昇格・降格)	昇格:従事する職務に応じて、総合的な能力の評価により、勤務成績が優秀な職員には1級上位の級に昇格させることができる。(給与法に準拠) 降格:勤務成績が不良の場合等(就業規則第11条に規程)には、下位の級に降格させることができる。(給与法に準拠)

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

○以下のとおり改正した。

- ・地域手当の支給割合を2%引き上げた。(国の支給割合12%と同じく、支給割合を12%とした)【支給割合10%から12%(国の支給割合との差0%)】

- ・平成24年4月1日において、36歳に満たない職員のうち、平成21年1月1日、平成20年1月1日、平成19年1月1日の昇給の状況を考慮し、調整の必要がある職員については、職員の平成24年4月1日における号俸を1号俸(特に調整の必要な者は2号俸)上位の号俸とした。

- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。(職員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月

- ・俸給表関係の措置の内容:

以下に掲げる職種・級について、それぞれ()内に示した割合で俸給を減額し支給した。

事務・技術職員:1～2級(▲4.77%), 3～6級(▲7.77%),
7級～10級(▲9.77%)

その他医療職種(医療技術職員):

1～2級(▲4.77%), 3～7級(▲7.77%), 8級(▲9.77%)

その他医療職種(看護師):

1～2級(▲4.77%), 3～6級(▲7.77%), 7級(▲9.77%)

教育職種(大学教員):1～2級(▲4.77%), 3～4級(▲7.77%),
5級(▲9.77%)

- ・諸手当関係の措置の内容:

以下に記載した諸手当について、それぞれ()内に示した割合を減額し支給した。

管理職手当(▲10.00%)

地域手当(俸給にかかる減額率と同じ)

期末手当(▲9.77%)、勤勉手当(▲9.77%)

(役員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月

- ・俸給表関係の措置の内容:本給の9.77%を減額して支給した。

- ・諸手当関係の措置の内容:

以下に記載した諸手当について、それぞれ()内に示した割合を減額し支給した。

地域手当(本給にかかる減額率と同じ)

期末特別手当(▲9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

(年俸制適用者以外)

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	150	49.8	7,462	5,546	109	1,916
事務・技術	46	44.9	5,606	4,238	108	1,368
教育職種 (大学教員)	98	52.1	8,450	6,244	112	2,206
その他医療職種 (医療技術職員)	2					
その他医療職種 (看護師)	4	48.8	5,659	4,258	79	1,401

【注】・常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

- ・「その他医療職種」とは、医療技術職員については保健科学部附属東西医学統合医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務を行う職種を示し、看護師については、保健科学部附属東西医学統合医療センター及び保健管理センターに勤務する看護師の業務を行う職種を示す。
- ・「その他医療職種(医療技術職員)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。
- ・該当者がいない区分(在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員)及び区分中の職種(常勤職員中の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師))については、省略した。

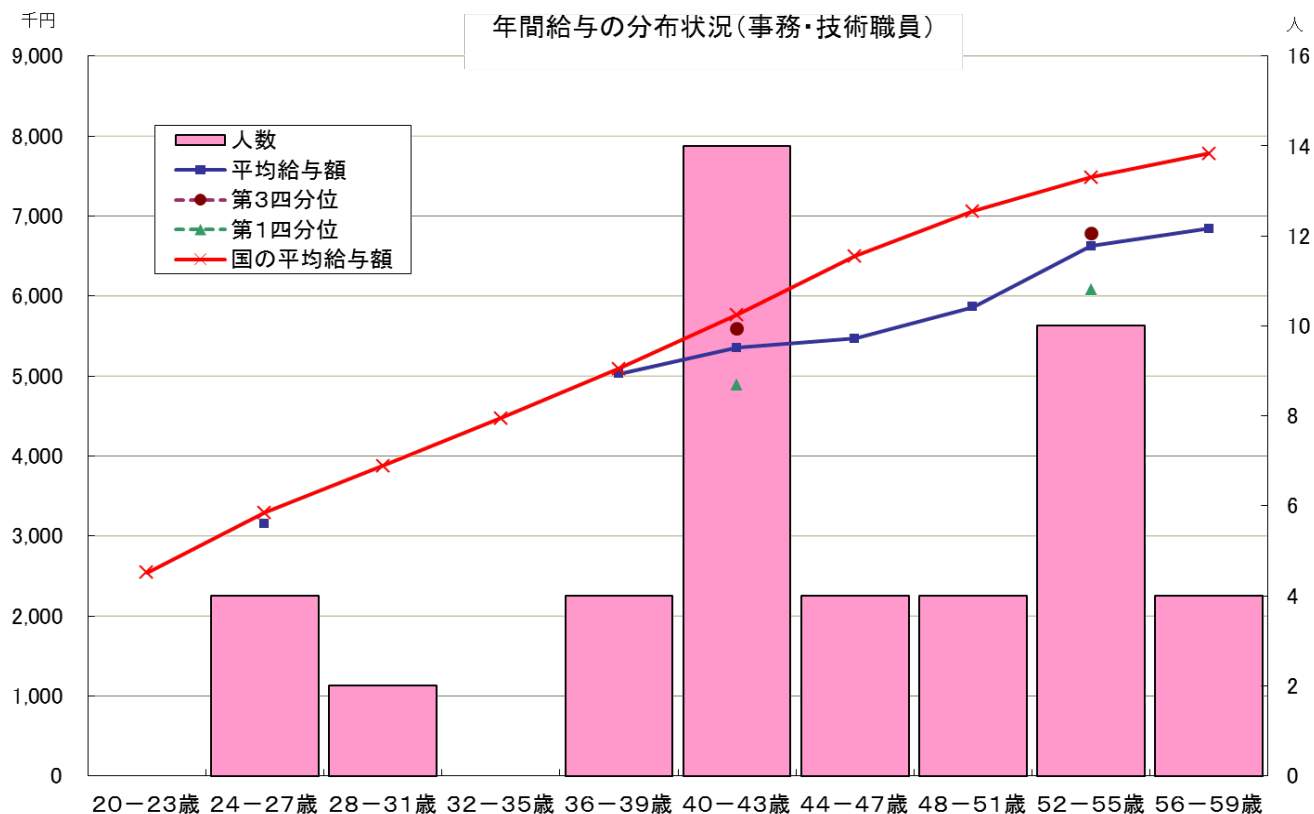
(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	11	37.4	5,313	5,313	0	0
教育職種 (特任教員)	6	37.2	4,720	4,720	0	0
教育職種 (任期付教員)	5	37.7	6,024	6,024	0	0

【注】・「特任教員」とは、大学経営上の貢献が見込まれる場合、又は教育、研究、社会貢献に大幅な向上が見込まれる場合に、任期を定めて採用する年俸制の教育職員(特任助教、特任助手及び特任研究員)を示す。

- ・「任期付教員」とは、優れた能力を有する多様な人材を確保し、聴覚障害者及び視覚障害者の教育研究の活性化を図るために、任期を定めて採用する年俸制の教育職員(教授、准教授、講師及び助教)を示す。
- ・該当者がいない区分(在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員)及び区分中の職種(常勤職員中の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師))については、省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



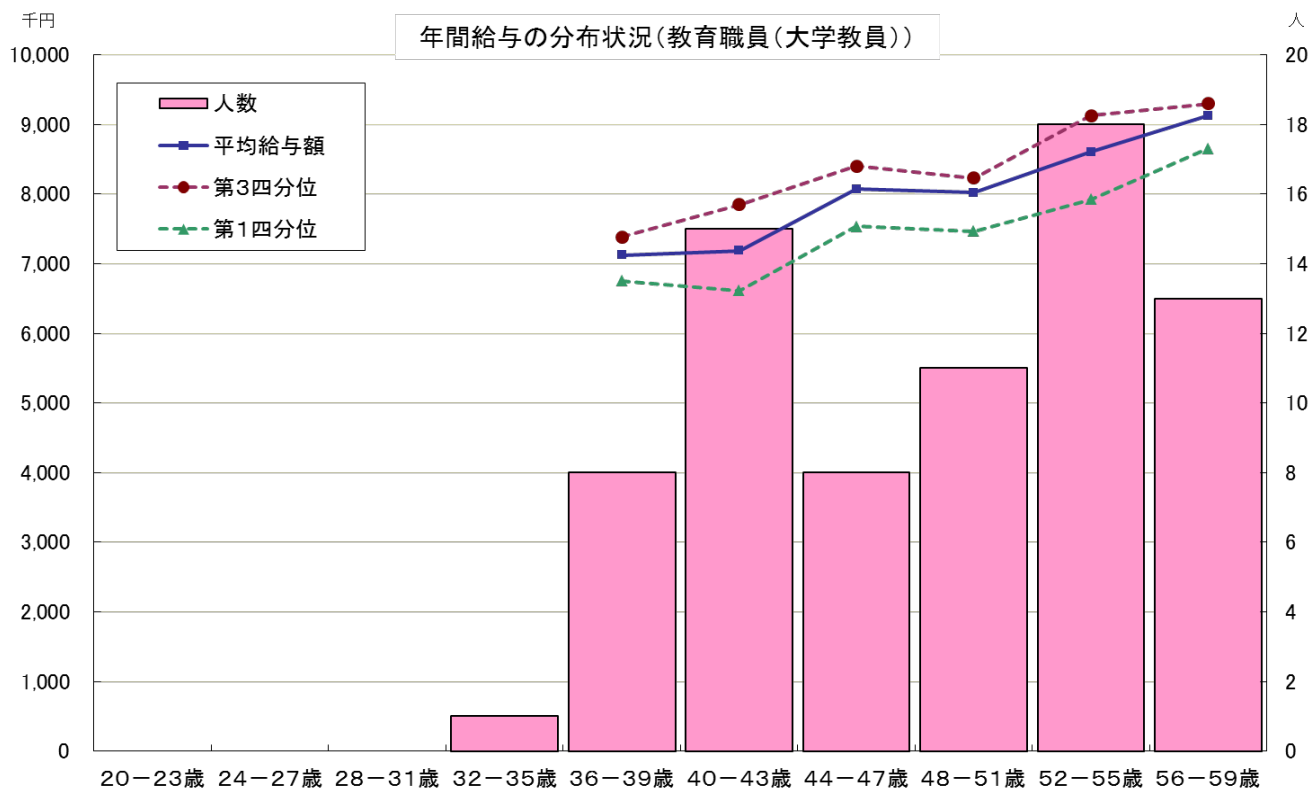
【注】・①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

- ・年齢28～31歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。
- ・年齢24～27歳、36～39歳、44～47歳、48～51歳及び年齢56～59歳の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第3分位	第1分位
(職位)	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・課長	3	51.2	-	7,882	-	-	-
・課長補佐	6	56.0	6,367	6,525	6,695	6,695	6,695
・係長	20	46.8	5,367	5,682	6,079	6,079	6,079
・主任	7	44.4	5,126	5,459	5,982	5,982	5,982
・係員	10	33.2	3,096	3,825	4,671	4,671	4,671

【注】・課長の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1分位・第3分位については記載していない。



【注】・年齢32～35歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
(職位)	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・副学長	2		—	—	—	—	—
・教授	46	57.8	8,913	9,141	9,412		
・准教授	40	47.6	7,280	7,739	8,097		
・講師	4	44.3	—	7,163	—		
・助教	6	42.2	5,770	6,144	6,584		

【注】・副学長の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

・講師の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1分位・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	課長
人員(割合)	46人	6人 13.0%	4人 8.7%	22人 47.8%	11人 23.9%	1人 2.2%	2人 4.3%
年齢(最高～最低)		30～24歳	49～38歳	55～38歳	58～51歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,727～2,259千円	4,040～3,442千円	4,835～3,295千円	5,095～4,510千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		3,481～2,942千円	5,278～4,495千円	6,340～4,384千円	6,845～6,079千円	～千円	～千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		局長	局長	局長	局長
人員(割合)		0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
年齢(最高～最低)		～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	～千円	～千円	～千円

【注】・5級及び6級における該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	98人	0人 0.0%	6人 6.1%	4人 4.1%	40人 40.8%	48人 49.0%
年齢(最高～最低)		～歳	55～33歳	52～40歳	63～36歳	64～44歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	4,988～4,139千円	5,763～5,048千円	6,690～4,946千円	8,034～6,015千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	6,617～5,467千円	7,717～6,932千円	8,895～6,658千円	11,007～8,235千円

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 67.6	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 32.4	% 33.1
	最高～最低	% 34.5～33.0	% 33.4～31.6	% 33.2～32.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.5	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.5	% 33.8
	最高～最低	% 40.5～30.9	% 37.8～28.8	% 37.7～29.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.4	% 62.6	% 62.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.6	% 37.4	% 38.0
	最高～最低	% 48.2～33.6	% 47.8～34.1	% 47.9～33.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 67.4	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 32.6	% 33.9
	最高～最低	% 40.5～32.8	% 37.8～30.3	% 39.1～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

89.6

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

98.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.5

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 89.6	
	参考	地域勘案 90.1 学歴勘案 89.9 地域・学歴勘案 90.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 81.4% (国からの財政支出額 2,637,801千円、支出予算の総額 3,241,717千円：平成24年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算) 【検証結果】 本法人における対国家公務員指数は100を超えておらず、累積欠損額もないため、適切な給与水準であると考えられる。	
講ずる措置	今後も法人の業務の実績等を考慮し、かつ、社会一般の情勢等に適合した給与水準を維持すべく努力していきたい。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標 98.0

【注】・上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,286,085	千円 1,367,133	千円 (%) △ 81,048 (△5.9)	千円 (%) △ 87,257 (△6.4)
退職手当支給額 (B)	千円 151,569	千円 123,792	千円 (%) 27,777 (22.4)	千円 (%) 51,727 (51.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 214,987	千円 248,288	千円 (%) △ 33,301 (△13.4)	千円 (%) △ 50,025 (△18.8)
福利厚生費 (D)	千円 211,022	千円 217,542	千円 (%) △ 6,520 (△2.9)	千円 (%) △ 2,585 (△1.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,863,663	千円 1,956,755	千円 (%) △ 93,092 (△4.7)	千円 (%) △ 88,140 (△4.5)

【注】・「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員にかかる費用及び人材派遣契約にかかる費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

○「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」の増減要因について

「給与、報酬等支給総額」は、前年度に対して5.9% (81,048千円) の減少となったが、その主な要因としては、地域手当を10%から12%へ2%増額した一方で、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、俸給及び諸手当の支給を減額したことによるものである。なお、給与減額支給措置により、予算額ベースで110,280千円を減額した。

また、「最広義人件費」は、前年度に対して4.7% (93,092千円) の減少となったが、前述の「給与、報酬等支給総額」の減少並びに以下の要因によるものである。

- ・「退職手当支給額」の増加は、長期勤続による定年退職者の増員及び退職者数の増加によるものである。なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置について、本学では減額を行っていない。
- ・「非常勤役職員等給与」の減少は、業務の見直し及び整理等により非常勤職員等への転換を図った一方で、競争的資金等(特別経費等)による年俸制特任教員の任期満了による退職に伴う減員及び非常勤役職員の給与を特例法の減額に準拠して支給額を削減したことによるものである。
- ・「福利厚生費」の減少は、年俸制特任教員の減員に伴う事業主負担保険料等の減少によるものである。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、25年4月から以下の措置を講ずることとした。

- ・役員及び職員の退職手当について、以下に示した期間に支給する退職手当は、支給額にそれぞれ () 内に記した割合を乗じて支給する。

25年4月～9月 (98/100), 25年10月～26年6月 (92/100), 26年7月～(87/100)